

国民健康保険高額療養費制度の自己負担限度額が改正されます

「高額療養費制度」とは、医療機関等で支払った医療費が1か月間で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

今回の改正で、**70歳以上の方**の自己負担限度額が下表のとおり改正されます。

現役並みの3区分のうち、下の2区分に該当する方が限度額で現物給付を受けるためには、限度額適用認定証を医療機関に提示する必要があります。

◆現行

区 分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人)	入院+外来(世帯)〈多数回該当〉
現役並み (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉
一般 (課税所得145万円未満)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈44,400円〉
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

◆平成30年8月～

区 分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人)	入院+外来(世帯)〈多数回該当〉
現役並み	課税所得690万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉	
	課税所得 690万円未満380万円以上 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉	
	課税所得 380万円未満145万円以上 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉	
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈44,400円〉
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

問合先 保険医療課 ☎444・3168

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課) または189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)
 障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分
 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直者につながります)